

育児・介護休業法が改正されます～令和7年4月1日から段階的に施行～

育児や介護などの事情を抱えている従業員が、より安心して働ける環境を整備する目的で、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されました。

義務的な制度変更にとまって社内規程の変更も必要な場合があります。

<2025年4月1日施行>

- ①残業免除の対象範囲拡大: 小学校就学前の子も対象に
- ②子の看護等休暇の拡大: 小学校3年生終了まで拡大、学級閉鎖や行事参加等の場合も取得可能に
- ③育児休業取得状況の公表義務化: 従業員数300人超の事業主に拡大
- ④介護離職防止のための個別の周知・意向確認、情報提供、雇用環境整備等の措置

<2025年10月1日施行>

- ①働き方の柔軟化措置および個別の周知、意向確認義務の新設
- ②妊娠・出産の申し出に対する、仕事と育児の両立に関する意向聴取・配慮の義務化



<令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A 一部抜粋>



Q 所定外労働の制限(残業免除)の対象年齢が拡大されましたが、所定外労働の制限(残業免除)とは、労働者から申出があった場合には、必ず認めなければならないのでしょうか。

A 労働者から所定外労働の制限(残業免除)の申出があった場合には、事業主は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、認めなければなりません。



Q 事業主が「柔軟な働き方を実現するための措置」を用意したとしても、労働者の業務内容によって選択できないような場合、事業主側は措置義務を果たしたことになりますか。

A 労働者の個々の事情による求めに応じて措置することまで義務とはしていないものの、労働者の職種や配置等から利用できないことがあらかじめ想定できるものを措置することは、事業主が措置義務を果たしたことになります。



Q 介護に直面する全ての労働者に個別の周知・意向確認の措置を実施する必要がありますか。

A 家族の介護に直面した旨の申出があった労働者に対して、これらの措置を実施する必要があります。

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>
⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>
⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001325224.pdf>

その他トピックス

● 高齢雇用継続給付の支給率が変更 (2025年4月から)

改正雇用保険法により、2025年4月から高齢雇用継続給付の支給率上限が15%から10%に変更になる。

2025年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた人が対象となり、2025年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた人は2025年3月31日までの支給率から変更はない。

2025年4月1日以降に60歳に達する従業員を中心に、あらかじめ制度の変更を説明しておくとい。

⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00043.html

● ハローワーク求人掲載時の営業電話トラブルにご注意

ハローワークに求人を出した後に、それを見た職業紹介事業者から営業電話がかかってくることもあり、中には無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった悪質というべき事案も発生している。ハローワークでは、求人票上で、営業をお断りする旨の記載も案内しているので、営業電話に困るようなときには、求人票への記載を考えてもよい。

⇒ https://www.hellowork.mhlw.go.jp/news/invitation_caution.html

令和7年度 新人・若手社員実践力アップ研修会 を実施します

新人・若手社員に必要な意識・知識・行動が身につきます!

講義だけでなく、演習やグループワークを中心とした体験型学習によって、より深い学びや職場に戻ってからの行動変革に繋がります。

新人・若手社員教育の一環として、ぜひご活用ください。

- ★開催日時 令和7年4月24日(木) 9:30～16:00
- ★会場 大阪市立青少年センター KOKO PLAZA
- ★対象 令和7年度新入社員、第二新卒、中途採用、入社3年目の若手社員 など
- ★受講料 顧問先: 5,000円(税込)/1名
一般: 10,000円(税込)/1名



その他、疑問点・詳細は
お問合せ下さい!

お問合せ先: info@egaoworklabo.or.jp (事務局)

「今月の無料相談会」

開催場所	日時・場所	備考
京都	日時: 12/12 (木) 13:00-17:00 場所: 京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	お気軽にお越し下さい。 (BIZ NEXT受付へ) 事前のご予約は不要ですが ご予約いただいたお客様優先 先での対応となります。
大阪	日時: 12/13 (金) 13:00-15:00 場所: グランフロント大阪 北館7階 「ナレッジサロン」プロジェクトルームB	お気軽にお越し下さい。 (ナレッジサロン受付へ) 事前のご予約は不要ですが ご予約いただいたお客様優先 先での対応となります。
東京	日時: 12/19 (木) 10:00 - 17:00 場所: ビジネスエアポート東京	※要予約になります。 事前に下記問合せ先まで ご連絡下さい。

～発行元～



社会保険労務士法人えがおワークラボ
代表社員 上田 恭子
(特定社会保険労務士、組織力診断士)
＜スタッフ: 社労士5名、行政書士1名、職員20名＞

<えがおワークラボグループ>

松山オフィス 〒790-0003 愛媛県松山市三番町5丁目7-29デルデ三番町201
TEL: (089) 908-6766 FAX: (089) 932-9204
東京オフィス、大阪オフィス
【お問合せ】 nakagawa@egaoworklabo.or.jp (営業担当 中川)